

令和5年度版 牛久小學校いじめ防止基本方針

はじめに

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」および「牛久市いじめ防止基本方針」を参酌し、校長が、学校運営協議会と協議のうえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

学校運営協議会 令和元年6月6日 改定承認
※協議の上随時改善を図ります。

○ いじめ防止対策推進法について（概要）

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（※）
一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）

1 いじめ対策のための基本理念について

令和5年度学校経営方針「全員が、共に学び、共に育つ喜びを、存分に味わえる学校づくり」に沿って、学校組織目標「認め合い、学び合い、高め合う児童の育成」を推進し、いじめの根絶を図る。

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

法によるいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめられた児童の立場に立つ必要があります。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していきます。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問いません。同じ学校・学級やクラブ活動の児童だけでなく、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われる事が大切です。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることが必要です。さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるという認識のもと、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないものです。

(3) いじめの禁止

いじめは、法律によって禁止されています。（法第4条）また、いじめを見逃すことは、いじめられている人にとって、つらいことであると理解して、注意したり先生や保護者等に相談したりするなどの行動が必要です。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、本校の全ての児童が安心して学習や学校での生活を過ごすことができるよう、基本理念の通り、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図ります。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

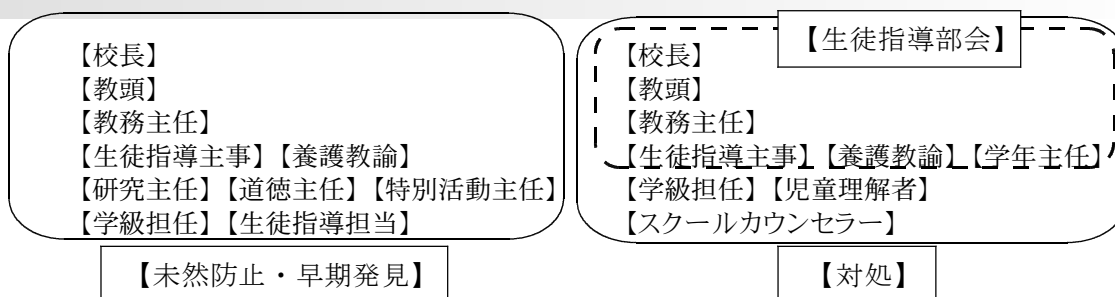
(5) 保護者の責務等

法第9条には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあります。基本理念にあるように、児童が安心して学校生活を送れるように、連携する必要があります。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) いじめ対策委員会（未然防止・早期発見・対処）

①【未然防止・早期発見】【対応】のための組織を下記のように定め、これを基本として話し合う内容・状況によって臨機応変な構成とします。



- ア いじめの未然防止を図る児童の居場所づくり・絆づくりにつながる諸活動の立案をします。
- イ 各学年の状況について、随時共通理解を図ります。
- ・早期発見・早期対応を図り、児童理解と児童の変化に関する情報交換を行います。
 - ・誤解により生じたトラブルや、再発性の低い各担任・各学年レベルで初期対応した事案についても、生徒指導部会で対応状況を確認し、組織による検討を行い、事後の確認を確実にします。
 - ・重大事案への対応の検討をします。
 - ・いじめ解消の判断をします（以下の2つの要件が満たされていること）
 - i いじめに関わる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること。
 - ii 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ウ 毎週木曜日に行われる職員集会で、職員全体との情報共有を図ります。

②いじめ対策委員会には、以下に示す役割があります。

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割
- ウ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- エ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には調査を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめの未然防止について

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるよう、以下に示す視点で全ての教育活動を通していじめの未然防止に努めます。

| | | |
|--|---|--|
| 【楽しい学校づくりの推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・協働的な学習 ・自己有用感を育てる諸活動 ・学年・学級での規範意識の育成 ・人権教育の推進 ・発達障害等を持つ児童への適切な配慮の推進 | 【学びの保障】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相互で支え合い全員が授業に参加し、認められているという実感を持ちながら基礎学力を身に付ける授業の推進 | 【早期発見 1】 <ul style="list-style-type: none"> ・教師の目 5W I H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）で児童の些細な変化に気付く →気付いた情報の共有化 →早期対応 |
| 【いじめ防止対策委員会の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ○現状分析と情報収集 ○進捗状況の確認 ・協働的な学習 ・自己有用感を育てる諸活動 ・学年・学級での規範意識の育成 ○SCによる授業の実施，連携 | いじめの未然防止 | 【早期発見 2】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健室の記録 ・健康観察 ・出欠席の記録 ・生活アンケート ・保護者相談（前兆を捉える） |
| 【居場所づくり・絆づくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・授業中での人間関係の構築 ・自発的な清掃・係活動の推進 ・縦割り班活動の推進 ・役立つ喜びを感じる委員会活動 ・外遊び・読書活動の推進 | 【校内研修の推進 1】 <ul style="list-style-type: none"> ・授業を見合い，児童を見合い，教職員相互で児童の学びの姿を通して児童の成長を確認し合う。 ・SCによる校内研修 | 【校内研修の推進 2】 <ul style="list-style-type: none"> ・専門の機関から教育方法学の講師を招くなど，特別な支援や配慮を要する児童のよりよい学習支援の在り方を研修し合う。 |
| 【情報モラル教育の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・メディアリテラシー学習機会の充実 ・携帯安全教室の利用 | 【道徳教育の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・考え，議論する道徳の実践・充実 ・道徳的実践力の涵養 | 【特別活動の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発案によるいじめ防止の実践 ・合意形成能力の育成 |

(3) いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める必要があります。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

① 定期的なアンケート調査を実施し、その分析を組織的に行い、記述から気になる子を面談するなど積極的な対応をします。

- ・毎月「生活アンケート」調査
- ・5月及び12月にC&S調査
- ・7月及び12月に、学校評価に関するアンケート調査（児童・保護者への実施）
- ・必要に応じ、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。

② 教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

- ・ 7月及び12月の個別面談
- ・ いじめ相談窓口の周知【学級担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教務主任】

③地域、家庭と連携して児童を見守ります。

- ・ 地域見守りサポーターと通学時の状況について定期的に情報交換を行う。

(4) いじめに対する措置

①基本的な考え方は次の通りです。

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織・管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

②いじめの発見・通報を受けたときには以下のように対応します。

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。また、児童相談所等の関係機関との連携を図る。

③いじめられた児童又はその保護者へは、以下のように対応します。

- ・ 児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
- ・ 児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

④いじめた児童への指導又はその保護者への助言を行います。

- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

⑤いじめが起きた集団への働きかけをします。

- ・ 知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

⑥ネット上のいじめへの対応を行います。

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(5)重大事態への対応について

法第28条

①重大事態とは次のような場合です。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 - 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断による
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

②対処の方法は次の通りです。

- いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により、市教育委員会との連携により適切に対応する。
- ア いじめ対策委員会の実施により、事案に対処する組織の設置
- イ 市教育委員会への報告と連携
- ウ 調査（事実の究明）
- ・いじめの状況、きっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取 被害児童 → 周辺児童 → 加害児童
- エ 事案の事実関係の整理と対応策を検討・実行
- ・いじめを受けた児童へのケア
 - ・いじめを受けた児童及び保護者と、いじめをした児童及び保護者に、事実関係やその他必要な情報の提供、調査の報告
- オ 警察への通報、児童相談所など、関係機関との連携
- カ 市教委や調査組織等の指摘を受け適切に対応

(6)「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価について

①基本方針は公表しています。

策定した学校いじめ防止基本方針は、ホームページに公表する。

②次のように、点検していきます。

- ・7月、12月に児童、保護者、所属職員が行う学校評価に係るアンケートに点検項目を設けて実施する。
- ・いじめ対策委員会にて、本方針について随時確認を行う。

③評価を報告します。

- ・自己点検の結果を踏まえて評価し、学校運営協議会に報告を行い、課題の改善を図る。

いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

| | チェック項目 | 大丈夫 | 心配 |
|-------|---|-----|----|
| 朝の様子 | 朝、なかなか起きてこない。 | | |
| | 疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする | | |
| | いつもと違って、朝食を食べようとししない。 | | |
| | 登校時間が近づくと、体調不良を訴える。 | | |
| 登下校 | いつも特定の友達が迎えに来る。 | | |
| | 友達の荷物を持たされている | | |
| | 一人で登校（下校）するようになる。 | | |
| | 遠回りして登校（下校）するようになる。 途中で家に戻ってくる。 | | |
| 帰宅時 | 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。 | | |
| | 理由のはっきりしないすり傷やあざがある | | |
| | すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。 | | |
| | 帰宅時刻が遅くなる。 | | |
| | 学校の話をしなくなる。 | | |
| | 外出したがるらない。 | | |
| 友人関係 | 学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。 | | |
| | 特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。 | | |
| | 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。 | | |
| | 友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。 | | |
| | 遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。 いじめの話をするとう強く否定する。 | | |
| 家庭の様子 | 親と視線を合わせない。 | | |
| | 家族と話をしなくなる。 | | |
| | 親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。 | | |
| | お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。 | | |
| | 部屋に閉じこもりがちになる。 | | |
| | 部屋にある持ち物がなくなっていく。 | | |
| | 学習への意欲とともに成績が下がってきた。 | | |
| | 食欲がなくなってきた。 ため息をつくことが多い。 なかなか寝付けない。 | | |

いじめ発見のためのチェックシート（教師用）

| | チェック項目 | 大丈夫 | 心配 |
|------|---|-----|----|
| 朝の様子 | 遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。 | | |
| | 表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。 | | |
| | 挨拶をしなくなる。 | | |
| | 出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。 | | |
| 授業中 | 授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。 | | |
| | 周囲の児童が机や椅子を離そうとする。 | | |
| | 所持品や机に落書きされたりする。 | | |
| | 正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。 | | |
| | 保健室やトイレに行きたがる。 | | |
| | テストの成績が急に下がり始める。 | | |
| 休み時間 | グループ活動で孤立しがちである。 | | |
| | 教室や廊下で，一人であることが多い。あるいは，自分の机から離れない。 | | |
| | 休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。 | | |
| | 用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。 | | |
| | そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。 | | |
| | 物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。 | | |
| 給食時間 | 遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。 | | |
| | グループから外れて一人ぼつんとしており，沈みがちになっている。 | | |
| | 机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。 | | |
| | 特定の児童が配膳すると嫌がられる。 | | |
| 清掃時間 | 腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。 | | |
| | 特定の児童だけが片付けをさせられている。 | | |
| | 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。 | | |
| 帰り | 特定の児童の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。 | | |
| | 衣服が濡れたり汚れたりしている。 | | |
| | 清掃後の授業に遅れてくることが多い。 | | |
| | 特定の児童の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。 | | |
| 会 | 他の児童の持ち物をよく持たされる。 | | |
| | 班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。 | | |
| | 急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。 | | |

いじめ発見のためのチェックシート（教師用）

| | チェック項目 | 大丈夫 | 心配 |
|------------------------------------|---|-----|----|
| 未然防止 | 全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。 | | |
| | 一人一人の児童に活躍の場を設定している。 | | |
| | 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。 | | |
| | 児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。 | | |
| | 仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。 | | |
| | 分かる授業づくりに努めている。 | | |
| | 小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。 | | |
| | 体験入学等，小・中学校間の子供たちの交流が図られている。 | | |
| | 教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。 | | |
| | 児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど，保護者とコミュニケーションをとっている。 | | |
| | 家庭と連携しながら，児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。 | | |
| | 道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ，指導している。 | | |
| | 児童会活動等で，いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。 | | |
| 児童に幅広い生活体験を積ませ，社会性の涵養や豊かな情操を培っている。 | | | |
| 早期発見 | 児童と触れ合いながら，児童の変化をつかんでいる。 | | |
| | 児童たちを複数の目で見ると，教室以外での児童の様子について情報を集めている。 | | |
| | 定期的にアンケート等を実施し，情報収集を図っている。 | | |
| | ・児童と信頼関係ができており，児童が悩みを相談している。 | | |
| | 児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。 | | |
| | 児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。 | | |
| | 養護教諭やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。 | | |
| 早期対応 | 気になることが，すぐに管理職や学年主任，教育相談担当等に報告されている。 | | |
| | 日常生活の変化等，気になることをすぐ保護者と話し合っている。 | | |
| | | | |
| 指導体制 | いじめ問題の解決に向け，全職員が一致協力することの認識が徹底されている。 | | |
| | いじめについての研修会を開き，職員間の共通理解を図っている。 | | |
| | 児童が出すサインを見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。 | | |
| | いじめについての訴えに対し，問題を軽視することなく適切に対応している。 | | |
| 学校外連携 | P T Aや地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設けるなど，いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。 | | |
| | 家庭に対して，いじめ問題についての啓発を行うとともに，家庭訪問や学校だより等を通じ，家庭との連携を図っている。 | | |
| | 家庭に対して，児童指導の基本方針や問題行動への対処，関係機関との連携等について伝えている。 | | |
| | 必要に応じて，児童相談所，警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。 | | |

いじめを認知したときの対応チェックシート

| | |
|---|--|
| チェック項目 確認 | |
| いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。 | |
| 管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。 | |
| いじめを受けた児童の安全確保がなされている。 | |
| いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。 | |
| 市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。 | |
| いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができる。 | |
| 当該児童の保護者への第一報を行っている。 | |
| いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。 | |
| 職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。 | |
| 校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。 | |
| いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。 | |
| 必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。 | |
| いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。 | |
| 当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。 | |
| 市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。 | |
| P T A と連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。 | |
| 地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。 | |
| 市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。 | |
| 「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。 | |
| いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。 | |

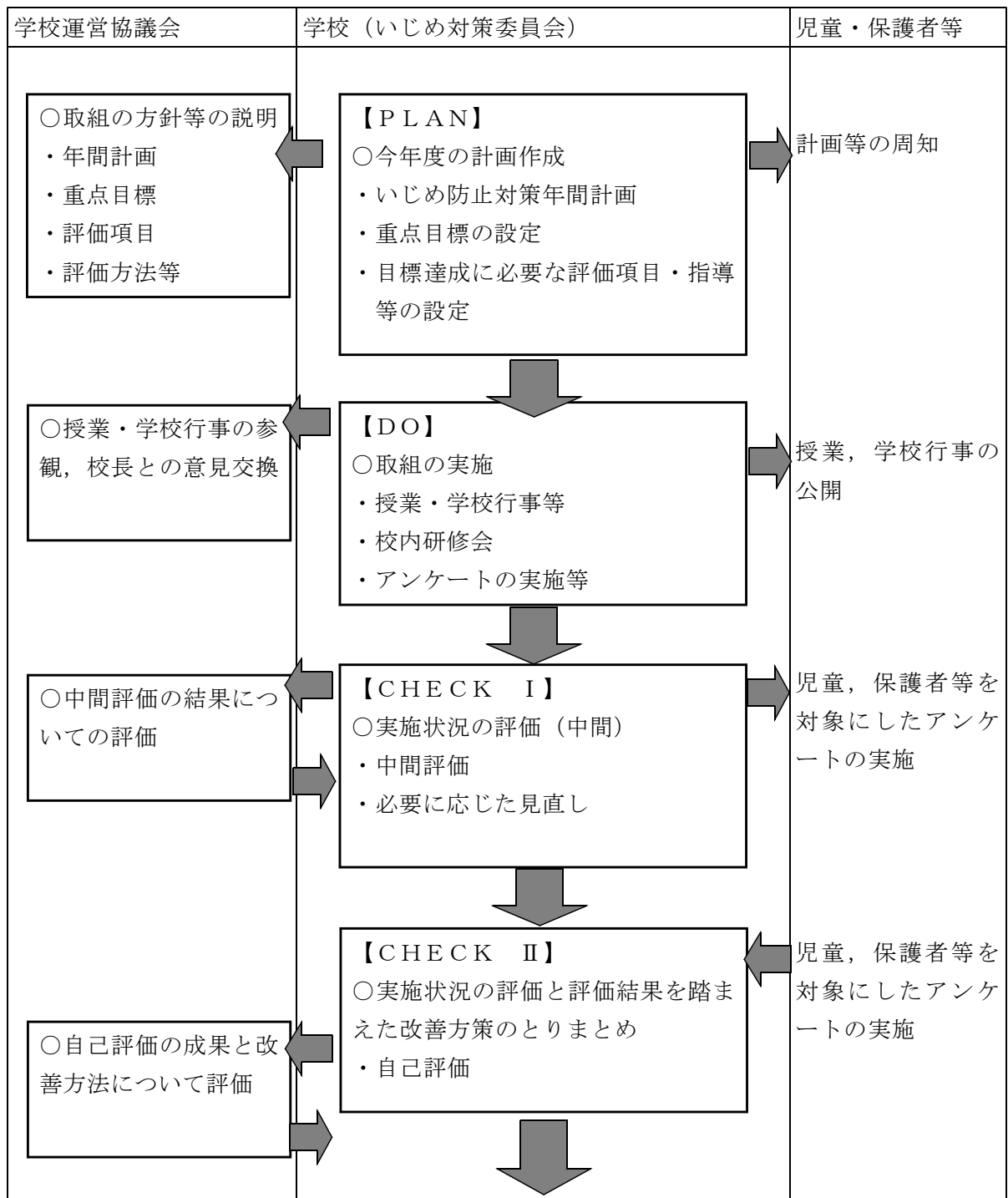
いじめ対策年間計画


■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

| 月 | 実施計画 | | 留意点等 |
|-----|---|------------------------------------|--|
| 4月 | ■ 学校間，学年間の情報交換 記録の引継 ■ いじめ対策に係る共通理解 ・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係・学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策の説明と啓発 ○「生活アンケート」の実施と対応 | 職員会議等 始業式等 学級活動 保護者会等 | ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 |
| 5月 | ○行事等を通じた人間関係づくり ○C&S調査の実施 ○「生活アンケート」の実施と対応 ■ 校内研修「いじめの未然防止」 ■ 校内研修「児童の共通理解事項の確認」 ■ C&S調査分析対応研修 | | ・心配な児童の保護者との情報交換 ・複数での調査分析 |
| 6月 | ○調査結果による面談等の実施 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○3学年以上「アセス」の実施 ○「生活アンケート」の実施と対応 | 学級活動 | ・6月は人間関係に変化表れやすい時期であることに留意する。 |
| 7月 | ○学校評価の実施 ○「生活アンケート」の実施と対応 | | ・いじめ対策を点検する。 |
| 8月 | ■ SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■ 教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの児童の変化の把握 ○「生活アンケート」の実施と対応 | | ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活 |
| 9月 | ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ○「生活アンケート」の実施と対応 | | ・夏休み明けであるため，必要に応じて教育相談を実施する。 |
| 10月 | ○行事等を通じた人間関係づくり ○SCによる授業（～11月） ○「生活アンケート」の実施と対応 ■ 校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 | | ・自己有用感を育む活動を意図的に取り入れる。 |
| 11月 | ○話し合い活動「いじめについて考える」 ○道徳「いじめ」 ○人権・いじめを考える集会 ○「生活アンケート」の実施と対応 | 学級活動 集会活動 | ・児童の人間関係の変化に留意する。 |
| 12月 | ○人権週間（人権意識啓発活動） ○C&S調査の実施 ○「生活アンケート」の実施と対応 ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート） ■ C&S調査分析対応研修 | | ・児童の変化を確認する。 |
| 1月 | ○冬休み明けの児童の変化の把握 ○「生活アンケート」の実施と対応 | | |

| | | |
|----|---|---------------------------------|
| 2月 | ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○「生活アンケート」の実施と対応 | ・人間関係の不安解消への対応を考える。 |
| 3月 | ○「生活アンケート」の実施と対応 ■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 | ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくり |

学校評価の進め方



| | | |
|---|---|--|
| <p>【ACTION】</p> <p>○学校運営協議会の結果を踏まえた改善方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・自己評価の結果等の公表・次年度の計画等に反映 |  | <p>自己評価・学校運営協議会の結果と改善方法について、保護者・地域住民等に公表する</p> |
|---|---|--|

生活アンケート

「こまっていることはないかな？」アンケート〔1～3学年〕

| |
|---------------------------|
| ねん くみ ばん なまえ |
|---------------------------|

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1〔ぜんいん〕

ともだちからつぎのようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。(あったら○, なかったら×)

| できごと | ○・× |
|---|-----|
| からかわれたり, わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。 | |
| なかまはずれや, みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに, あそびのグループに入れてもらえなかった。 | |
| かるくぶつかられたりたたかれたり, けられたりした。 たとえば…すれちがうときに, からだをぶつけられたり, 足をかけられたりした。 | |
| ひどくぶつかられたりたたかれたり, けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。 | |
| お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれ, じぶんのものをとられた。 | |
| ものをかくされたり, ぬすまれたり, こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。 | |
| いやなこと, きげんなことをされたり, させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。 | |
| パソコンやスマホで, いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしやしん, わる口を, かってにながされた。 | |
| その他 このほかに, 「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた | |

2〔1で○をつけた人だけ〕

こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

3〔ぜんいん〕

いやなことをいわれたりされたりして, こまったりなやんだりしている友だちはいますか。(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

4〔ぜんいん〕

たんにんのせんせいやほけんしつのせんせいに, そうだんしたいことはありますか。

ある〔 〕 ない〔 〕

生活アンケート

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔4～6学年〕

| | | | |
|---|---|---|----|
| 年 | 組 | 番 | 名前 |
|---|---|---|----|

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下にあるようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

| できごとの内容 | ○× |
|---|----|
| 冷やかしゃやかかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。「バカ」「死ぬ」「殺すぞ」などと言われた。 | |
| 仲間はずれ、集団による無視をされた。 例) 誰も自分と一緒に活動をしなからず、自分一人が仲間から距離を置かれた。グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。 | |
| 軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでフロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。 | |
| ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。フロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。 | |
| お金や物をたかられた。 例) 貴い物で無理におこらされたり、お金を支払わされたりした。「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。 | |
| お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。 | |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) スホントろしや失神ゲームをされた。脅かされて「使いつ走り」をさせられた。方引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。 | |
| パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報や、無断でTwitterに流された。悪口や事実ではないことをTwitterやLINEに書かれた。LINEはずしをされた。 | |
| その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。 | |

2〔1で○をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたたりする仲間はいいますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

4〔全員が回答してください〕

担任の先生や保健室の先生に、相談したいことはありますか。

ある〔 〕 ない〔 〕

相談窓口

教育センターきぼうの広場

電話 029-874-6075

不登校、いじめ、友人トラブル、緘黙、学力不振、落ち着きのなさ、パニック行動 等
月～金 9:00～17:00

茨城県 いじめ・体罰解消サポートセンター

県南地区 029-823-6770

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/index.html>

いじめ等に関する相談、情報提供、ADHDやASD等障害に関すること

E-mail・書き込み 毎日24時間

電話・来所相談 月～金 9:00～17:00

こどもホットライン

電話 029-221-8181

FAX 029-302-2166

いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など、子ども専用の相談窓口
毎日24時間(12/29～1/3は留守番電話)

子供の教育相談

電話 029-225-7830

FAX 029-302-2161

E-mail 7830@center.ibk.ed.jp

家庭・学校生活上のさまざまな悩み

電話相談 毎日 8:00～22:00

FAX・E-mail 毎日24時間(12/29～1/3を除く)

いばらきこころのホットライン (精神保健福祉センター)

電話 029-244-0556 (月～金)

0120-236-556 (土日 相談専用ダイヤル)

不登校や思春期の問題、精神障害など

毎日(祝祭日、12/29～1/3を除く)9:00～12:00 13:00～16:00

児童相談所

電話 029-821-4595

不登校、心身障害、虐待、非行などのさまざまな悩みに関するお問い合わせ

月～金 8:30～17:15

茨城いのちの電話

電話 0120-783-556

029-855-1000

029-350-1000

いじめ、自殺、教育問題、その他

毎日 24時間

文部科学省 子供のSOSの相談窓口

電話 0120-0-78310

24時間